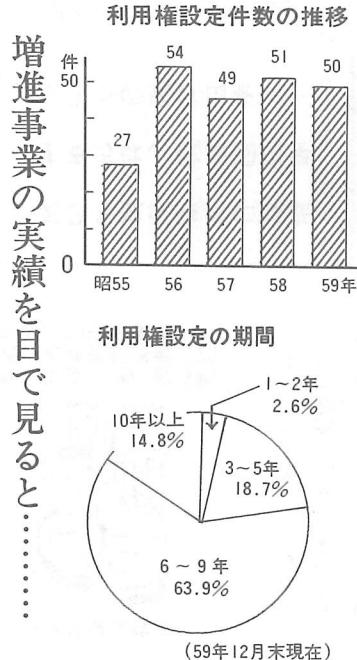


覚えてください 農用地利用増進法



本事業がはじまって6年目。
農地流動化推進員の活動により
やつと耳になじんできたようで
すが、普及率は横ばい。これは、
この制度の内容が、まだ十分理
解されていない結果ではないか
と思われます。

端的にいえば、貸し手・借り
手の申し込みにより、町が「農
用地利用増進計画」を作成し、
公告後は、契約期間終了まで安
心して貸し借りができるという
ものです。



昭和27年に農地法が制定されてからは、農地の売買は
もとより、貸借にも農地法の許可が必要となりました。
しかし、この法律が耕作者の立場を強く保護してきた
ために、「一方では『農地を荒らしても、他人には貸せない』
という風潮を生み出しました。こうした農地法の欠点を
是正し、農地の有効利用を促進させることを目的につく
られたのが農用地利用増進法。

今回は、農用地利用増進事業の骨子である利用権設定
等促進事業について、利用権（貸借）と所有権（売買・
交換）の二つに大別して説明します。

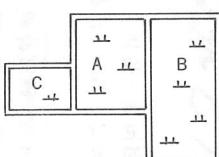
有効利用を図つてください。
農家の貸付け、農地の
規模拡大や農地の集団化を望む
いる農家に貸付けて、農地の
有効利用を図つてください。

特色は	貸し手	借り手
・小作地所有制限にな らず町外でもOK	・期限がくれば離作物 なしで確実返還	・口約束だけで貸している農地 （ヤミ小作）荒らしたまま眠つ ている農地、自宅から離れてい て耕作が不便な農地等あります のか。新しい制度を見直して、 農地の集団化を望んでいます。
・契約期間中は安心耕 作・契約更新もOK	・農地法の許可がいら ない	・農業委員の奨めで農 用地利用増進制度を利用して、 経営移譲年金と流動化奨励金 の二重の喜びを得ました。 特に農業後継者がいないこ とを理由に年金に加入されない 人は私のように安心して貸せ るこの制度を利用して、老後 の備えをしてほしいと思いま す。
Aさん（新島・65歳）	Aさん（新島・65歳）	
かつて、3町歩近く耕作し ていましたが、農業を継ぐ者 がないので、60歳を区切り に貸付けることになりました。 その際、農業委員の奨めで農 用地利用増進制度を利用して、 経営移譲年金と流動化奨励金 の二重の喜びを得ました。 特に農業後継者がいないこ とを理由に年金に加入されない 人は私のように安心して貸せ るこの制度を利用して、老後 の備えをしてほしいと思いま す。		

●面的集積要件を図で見たら……

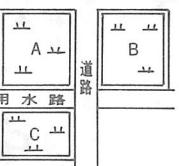
A = 自作あるいは利用権設定
B、C = 利用権設定

(ア) 二つ以上の土地が畦
畔で接続している場合



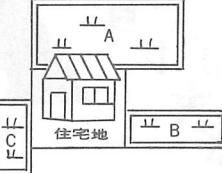
$$A + B + C \geq 60 a$$

(イ) 二つ以上の土地が小
幅員の農道又は水路で
接続している場合



$$A + B + C \geq 60 a$$

(ウ) 二つ以上の土地が、
耕作者の宅地に接続し
ている場合



$$A + B + C \geq 60 a$$